
平成22年第7回臨時会 壱岐市議会 会議録（第1日）

議事日程（第1号）

平成22年11月30日 午前10時00分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名	12番 鵜瀬 和博 13番 中田 恭一
日程第2	会期の決定	1日限り
日程第3	議案第92号 壱岐市職員の給与に関する条例等の一部改正について	総務課長 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第4	議案第93号 壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について	総務課長 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第5	議案第94号 壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務課長 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第6	議案第95号 壱岐市中学校スクールバス導入事業契約の締結について	教育次長 説明、質疑 委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

出席議員（20名）

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中村出征雄君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君
壱岐島振興推進本部理事 松尾 剛君
市民生活担当理事 山内 達君 保健環境担当理事 山口 壽美君
産業経済担当理事 牧山 清明君 建設担当理事 中原 康壽君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 堤 賢治君
財政課長 浦 哲郎君 政策企画課長 山川 修君
管財課長 豊坂 康博君 会計管理者 宇野木眞智子君
教育次長 前田 清信君 病院管理課主幹 左野 健治君

午前10時00分開会

○議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。ただいまから、平成22年第7回壱岐市議会臨時会を開会します。

これから議事日程表第1号により、本日の会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（牧永 護君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、12番、鵜瀬和博議員及び13番、中田恭一議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（牧永 護君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日と決定しました。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますのでこれを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。本日ここに、平成２２年第７回壱岐市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、職員の処分について、ここに改めて御報告申し上げ、心からおわびを申し上げます。

去る１１月１１日、かたばる病院職員の病院職員宿舍住居侵入事件について、当該職員に対し懲戒処分として停職３カ月、分限処分として係員への降任を行ったところであります。

市職員が逮捕されるという不祥事により、市民皆様に市行政に対する信頼を失墜させ信用を著しく傷つけ、さらに市職員全体の不名誉となったことはまことに遺憾であります。

また、扶養手当の不適正受給事案１件がございました。本日付で当該職員を懲戒処分として戒告といたしました。

職員に対する懲戒処分につきましては、これまで厳正に対処してきたところでございますが、同様の事案、同様の処分をしなければならなかったことについて非常に残念でなりません。今後とも、市民皆様の信頼を損なうことのないよう、不祥事の再発防止に万全を期し、職員の服務規律の確保により一層努めてまいります。

今回の職員逮捕という不祥事につきまして、行政責任を明確にするため、私と副市長の給与を減額する議案を本臨時会に提出させていただいております。まことに申しわけございませんでした。

さて、本臨時会において御審議をお願いいたします議案は、議案第９２号壱岐市職員の給与に関する条例等の一部改正について、及び議案第９３号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について、そして、ただいま申し上げました議案第９４号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてと、議案第９５号壱岐市中学校スクールバス導入事業契約の締結についての合計４件でございます。

議案第９２号、議案第９３号につきましては、厳しい経済・雇用情勢の中、人事院においては、民間企業の状況により、国家公務員の俸給の引き下げや期末・勤勉手当の支給割合の引き下げなどの勧告を行い、政府においてはこの人事院勧告を受け、勧告どおりの内容を盛り込んだ関係法案が今国会に提出され成立いたしております。

本市においてもこうした厳しい状況を受け、国家公務員に準じて所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明させます。

以上、開会のごあいさつとさせていただきますが、各議案につきまして慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

-----・-----・-----

日程第 3 . 議案第 9 2 号

- 議長（牧永 護君） 日程第 3、議案第 9 2 号 壱岐市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） 本日の議案につきましては担当理事及び担当課長にさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 堤総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

- 総務課長（堤 賢治君） 議案第 9 2 号につきまして御説明を申し上げます。

壱岐市職員の給与に関する条例等の一部改正について、壱岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、平成 22 年の人事院の国家公務員の給与等に関する勧告に基づく国の職員の給与に関する取り扱いの状況を踏まえまして、本市職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

なお、国会では 11 月 26 日、参議院で通過をいたしております。

この条例、具体的には壱岐市職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額の改定を行うため所要の改正を行うものでございます。

この議案第 9 2 号では、別冊に準備いたしております議案関係資料 1 ページ、壱岐市職員の給与に関する条例、それから資料 10 ページ、壱岐市一般職の任期つき職員の採用に関する条例、この 2 本の条例を改正する条例でございます。

なお、資料に下線を付しておりますが、下線箇所が改正しようとする場所でございます。

議案書のほうで説明をさせていただきます。

壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第 1 条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正で、第 1 条の 30 条は、平成 22 年 12 月期の期末手当の条項でございまして、2 項中、12 月に支給する支給率を 0.15 月減の「100 分の 135」に改めるものでございます。

次の３３条は、勤勉手当の条項でございまして、２項中の支給率を「１００分の７０」から「１００分の６５」に改めるものでございます。

また、給料表の改正については別添のとおりでございまして、平均改定率はマイナスの０．１％でございます。

第２条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、平成２３年４月からの条項でございます。

３０条は期末手当の条項でございます。２項中、６月に支給する支給率を０．２５月減の「１００分の１２２．５」に、１２月に支給する支給率を０．２５月増の「１００分の１３７．５」に改めるものでございます。

第３３条は、勤勉手当の条項でございまして、２項中の支給率を「１００分の６５」から「１００分の６７．５」に改めるものでございます。

第３条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございまして、これは現給保障の該当者についても引き下げて、１００分の９９．５９を乗じて得た額としようとするものでございます。それが主なものでございます。

第４条、第５条については、一般職、すなわち壱岐市職員の給与に関する条例の改正を踏まえまして、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正をしようとするものでございます。

次に、附則でございしますが、附則第１項、施行期日につきましては、この条例は、平成２２年１２月１日から施行することになります。ただし書きで２条及び５条の規定は、平成２３年４月１日から施行となります。

それから、２項では、平成２２年１２月に支給する期末手当に関する特例措置として、１２月の期末手当で減額調整するというものでございます。

なお、本来でございましたら、関係予算も同時に提出すべきでございます。減額予算につきましては、接近して開催されます定例会に提出することにいたしておりますので、御了承お願いをいたします。

なお、給与への影響額でございますけれども、約３，７８０万円の減額ということになります。

以上、議案第９２号の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これから議案第９２号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 9 2 号については、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 9 2 号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第 9 2 号壱岐市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第 4 . 議案第 9 3 号

- 議長（牧永 護君） 次に、日程第 4、議案第 9 3 号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。堤総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

- 総務課長（堤 賢治君） 議案第 9 3 号について御説明をいたします。

壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について、壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、本議案につきましても、国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえまして、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率を調整するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

この議案第 9 3 号では、別冊議案関係資料 1 3 ページ、壱岐市長及び副市長の給与に関する条例、1 5 ページ、壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務時間に関する条例、1 7 ページ、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、この 3 本の条例を改正する条例でございます。

なお、下線部分が改正部分でございます。

議案書のほうで説明をさせていただきます。

壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について、第 1 条と 2 条は壱岐市長及び

副市長の給与に関する条例の一部改正で、第1条は平成22年12月期に関する部分、第2条は平成23年4月からに関する部分でございます。

第3条と第4条は沓崎市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正で、第3条は平成22年12月期に関する部分、第4条は平成23年4月からに関する部分でございます。

第5条と第6条は沓崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第5条は平成22年12月期に関する部分、第6条は平成23年4月からに関する部分でございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日の属する月の翌月の初日、すなわち平成22年12月1日から施行することになります。ただし書きで第2条、第4条、第6条の規定は、平成23年4月から施行となります。

以上で議案第93号の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これから議案第93号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第93号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議案第93号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第93号沓崎市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第5・議案第94号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第5、議案第94号沓崎市長等の給与の特例に関する条例の

一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。堤総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

○総務課長（堤 賢治君） 議案第94号について御説明をいたします。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、平成22年9月6日に壱岐市職員が起こした病院宿舍住宅侵入という不祥事について行政責任を明確にするため、市長及び副市長の現行の給料を1カ月間、10分の1を減額するものでございます。

具体的には、市長と副市長に対しまして、平成22年12月に支給する給料の月額から10％を減額して支給をするために所要の改正をお願いするものでございます。

以上で、議案第94号の説明を終わります。御審議のほうよろしくお願ひいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これから議案第94号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
13番、中田恭一議員。

○議員（13番 中田 恭一君） まず、議長にお断りをいたしますが、給与の特例の条例の部分ですけれども、この提案理由に関して市の職員の分がありますので、関連してその市の職員の処分の件について質問してよろしいでしょうか。提案理由についての説明ですからいいですね。

○議長（牧永 護君） はい、許します。

○議員（13番 中田 恭一君） お尋ねをしたいと思います。

まず、大変非常に私残念でございます。市の職員の不祥事がこだけ続くというのは。特に、役職についておる人間が、同じ職員の家に入って不法侵入をしたというのが一番腑に落ちませんし、その処分についても私はまだまだ甘いと思います。もう少し厳しい対応をしていかんと、どんどん不祥事がふえてくるんじゃないかと思っております。これだけ甘い処分をとるから、また先ほど市長のあいさつの中でありました、また同じ事件が二度も起きるようなことになるんですよ。もう少し厳しい処分をお願いしたいと思ひますし、その懲罰委員会あると思うんですよ。そのメンバーの公表ができないものか。一般の方も入ってはおられると思いますが、一般の方は無理でしょうけれども、その中に職員なり市長なり副市長なり課長なり入っておるのなら、そのメンバーを教えてほしいですし、その懲戒処分に関する規定が多分あると思ひますよね。

私、ちょっと調べたのでは、壱岐市職員の懲戒処分に関する指針というのがありますよね。これ以外に基準となる何かものがあるのか、これを基準としてやっておられるのか、処分の対象をです。

それともう1点は、停職という処分やったですね。停職というのは、職を3カ月なり1カ月なり切るわけですけども、その間の行動については制限はないわけですか。職員の行動については、その辺もちょっとお聞かせを願いたいと思います。その後また質問いたします。

○議長（牧永 護君） 久田副市長。

○副市長（久田 賢一君） まず、分限懲戒審査委員会のメンバーでございますが、一応市職員が6名でございます。私が委員長になっておりまして、あと委員が、教育長、理事等が4名、それからあと民間の方から1名入っていただいております。合計の7名でございます。

それから、指針でございますが、一応うちのほうにも処分の指針を持っております。ですが、今回もその指針等を参考にしながら行いまして、また別に全国のほかの市町村等のこういう不法侵入事件等がっておりますので、そういうことも参考にして今回はこのような処分内容にしたところでございます。（「停職中の職員の行動の制限はありますか」と呼ぶ者あり）

停職中でございます。基本的にはもう自宅で待機ということだろーと思っております。

○議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 自宅謹慎ではないとですよ。停職中は自宅謹慎、ちゅうことは一般生活に必要な部分については外出はしていいですけども、例えば旅行とかその辺ぶらぶらしてるとかいうのはいいわけですか。基本的には自宅で待機ということでしょうけども。それもあわせまして非常に停職中にもかかわらず、結構あちこちで見ます。フェリー、ジェットfoilでも会います。ですから、もう少し厳しい処分をしてほしいし、ここに壱岐市職員の懲戒処分に関する指針の中で、今度の事件に当たるものがないかなと思って探してみました。

第3、標準例の、13の中のイにあります。これ相手方がおることやから余り文書ははっきりはしたくありませんけども、「いろんな疾患が残ってる部分については」という文書が入っております。これを見ますと、今の停職では多分足りないと思いますし、壱岐市の住民生活の安心・安全を守る立場における公務員が、逆に住民の安心・安全を崩しておるというのは、非常に公務員にとっては一番やってはいけないことだと思っておりますので、もう私たちに権利はないわけですけども、もう少し厳しい処分をせんと、また同じ事件が起こるんじゃないかと思っております。先ほどの扶養手当の分についてもですね。

扶養手当の分についても、もう2回目ですよ。私たちが税金の申告に行くと、やあやあ言われて領収書がないとだめとか何とか言われる割には、市の職員の手当もなんも何もなしで、うそ書けば自己申告で通るんですか。もう少しその辺のチェック機能もちゃんとしていただきたいし、非常に処分が甘いと思っておりますけども、その辺どう思いますか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほど、副市長が申しますように、懲罰委員会の一応の結果というのは、

それを受けとめて処分をしておるところでございますが、２点目の件につきましては、チェックが足りないということはそのとおりでございますけれども、被扶養者いわゆる親の部分の所得について把握がしていなかったという事例でございまして、今回につきましては少しだけ詳しく申し上げますと、個人年金いわゆる自分がお支払いになっていた、過去に自分がお支払いになっていたものを年金でいただくわけでございますから、私は当時、得税を払って、自分で払ってそれをもろうということですから、運用部分については所得になると思っておりますけれども、元本についてはならないと、こういうふうに思っておりますが、それは市職員を弁解するわけではございませんけど、税務署のあるいは市共済組合の認定基準では、公的年金以外であれば一定の金額を超えた分については所得とみなすというようなことがございまして、実はこれは個人年金、自分が掛けられたものをもらわれた、それを親、被扶養者の方が申告をなさっていなかった。したがって、市には、税務署にもそうですけれども、市にもその書類が来ていなかった。本人も親が個人年金を掛けておったことも知らなかったというようなことでございまして、これは理由にはなりませんけれども、現実がそうであったということを申し上げたいと思います。

○議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

○議員（１３番 中田 恭一君） 懲罰委員会で決まったことですから、私が今さらどう言ってもこの処分は変わらぬと思いますけども、それであるのなら、市の職員、４人、５人入らんで、もう副市長以下全部一般の方でこの委員会つくっていただけませんか。どうしても自分の部下に対して甘くなります。外部の目から見た公平な目でやっていただきたいと思ひますし、とにかく先ほど言うように、住民の安全・安心を守る立場におるもんがそれを一番先に崩しておるわけですから。まだ病的疾患も残ってますよ、被害者のほうは。それでまだ病的疾患で病院に通ってる割には、本人はぬけぬけとまた今度仕事に行くんですよ。それでいいと思ひますか、一般から見て。一般会社なら即、首ですよ。だから、公務員は甘い、公務員は甘い、給料が高い、給料が高いと、みんなから責められるんじゃないですか。もう少しちゃんとした態度をとってもらわんと、ますます公務員に対しての批判は大きくなると思ひますが。

以上で終わります。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 構成メンバーについては、議員のおっしゃられた趣旨を踏まえまして検討させていただきたいと思ひております。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。３番、音嶋正吾議員。

○議員（３番 音嶋 正吾君） 今、同僚議員から御指摘の（「マイクを済みません」と呼ぶ者あり）今、中田議員から御指摘の点と全く同意見であります。任命権者である市長と副市長の給与の減額については、真摯に事の重大さを受けとめられて、みずから減額をされるということは、

本当に任命権者として私も断腸の思いでの決断と考えております。しかし、事の本質は、本人に対する処分が甘いからこういうことがたびたび発生するというふうに思うわけです。

今回の場合は逮捕されておる。逮捕の形とすれば、現行犯逮捕が警察が裁判所に許諾請求をとって逮捕という形に今回の場合はなっておるわけですから。

まずそこで、吉崎市職員分限懲戒審査委員会規定というのがございます。まず、市長は委員会の招集をいつ諮問されたのか。諮問された時期について、まずお尋ねをいたしたいと思います。すべてこうした重要な委員会の委員長というのは、副市長であります。副市長がすべてのことをやはり把握できるのかと。私正直、副市長１人で大丈夫なのかと、非常に考えております。すべての委員会の委員長、ほとんどが副市長になっております。そして、その意見を受けて市長が最終的に御判断をなさっておるというふうに思います。何かしら私は風通しが悪いというふうに思うわけです。

そして、今御指摘がありました、前からこの懲戒処分に関しては町田正一議員のほうからも一般質問であったと思います。民間人をもう少し登用すべきではないかということがありました。そしたら今の時点で市長は、「今後検討いたします」ということでありました、中田議員の今の質疑に対して。私はこういうのはてきぱきとやるべきではなかろうかと考えております。本人の自覚がないのに、いつもかつも市長と副市長とか、トップが責任をとりよったら困るわけですよ。それぐらいに各職員にもっと規律とモラルを持たせるように、平素からやっぱり指導を徹底すべきと思いますが、市長、どうですか。まず、懲罰委員会に諮問したのはいつか。そして、早急に民間人を含めた懲罰委員会を設置すべきではないか。そして、処分をもう少し厳しくしないと、市民の皆さんと皆さん方の考え方に相当の遺脱があると思います。私はそのように考えております。それだけ逮捕されてそういう処分で済むとかというような今話になっております。皆さん方にはなかなか聞こえないかもしれません。私たちには嫌というほどに聞こえてきます。どうすつとかと。今私が指摘をした件に関する分限懲戒審査委員会の委員長としての見解と市長の見解を賜りたいと思います。

○議長（牧永 護君） 久田副市長。

○副市長（久田 賢一君） まず、懲戒審査委員会、市長からの諮問日でございますが、これは 11月10日になっております。11月10日ですね。これによりまして、同日に分限懲戒審査委員会を開催いたしております。その日にですね。

そして、処分が甘いということでございますけれども、うちも懲戒の処分、一応規定等を持っておりますけれども、それらとやはりほかの市町村等のやはり事例等を参考にさせていただいて、今回はこのような処分をしたということで御理解をいただきたいと思います。しております。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま、１１月１０日と申しました。遅いじゃないかという御批判があるかと思いますが、これについては先ほど中田議員もおっしゃいましたように、御本人が非常にパニックを起こしていらっしやいまして、当時、そのことで自分がどういう今から対処するかという御判断がされる状況にはございませんでした。そこで、その事件として御本人がお届けになるかならないか、そういったことも判断をして対処するということに決めまして、もう少し様子を見ようと。それが結果的に起訴猶予になったわけでございますけれども、そういう状況がわからない中で、安易に諮問あるいは処分というものは出せないということでございまして、正直申し上げて警察とも連絡を取り合いながら、御本人のお気持ちも聞きながら、そして結果的に御本人が被害届を出されたという状況にありまして、そしてその結果を踏まえて、諮問そして処分をしたという状況でございます。

○議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

○議員（３番 音嶋 正吾君） 結果的には逮捕されたけれども送検はされなかったと、被疑者と被害者の間に和解が成立したから、警察も恐らく送検しなかったと思うわけです。ですから、そうした和解ができて、そして送検がなされなかったからこうした処分になったのか。処分をする、いわゆる基準ですね、基準について明確なお考えがあれば発言を求めます。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 逮捕されたから即どうのということは絶対あり得ないわけです。村木さんのこともございます。あの方は１年間以上だったかと思いますが、いわゆる起訴休職、起訴されても休職だったんです。そして、結果的に無罪になられまして復職なさいました。そういった中で、逮捕されたから、起訴猶予されたから、そういったことも先ほど副市長が申しますように、全国の事例に照らして処分を決定したということでございます。

○議長（牧永 護君） ほかにありませんか。１２番、鵜瀬和博議員。

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） 今回の処分については、同僚議員のほうからいろいろと御指摘があつてるので、私、今回こういう事件が勃発をしまして、市長の対応として今回議会に対して説明責任を果たしたと思われておりますか。

ていうのが、あれだけ議会のたびに全協がありながら、実際、我々議員に送ってきたのは、この紙切れ、１０月２０日と１１月１１日の処分の内容と経過についてだけでした。これだけ重要なことなのに、本来なら市長が口頭で経過を我々に説明をして、そして今後どうするっていうことを説明する責任があつたんじゃないでしょうか。今回こういった形でいきなりこういう処分が出たわけですが、その点について本当に議会に対して説明責任を果たしたのかっていうのがまず１点です。

もう１つは、何回も不祥事が続いておりますが、今回の不法侵入の件に関して、その後不祥事

後の職員に対しての指導としてはどういうふうにされたのか、これが2点目ですね。

もう1つは、今光ファイバーをずっと整備されておりますけども、例えば市長がそのカメラに向かって言えば、全町的にその映像が流れるようなシステムについては可能かどうか、その点、3点についてお尋ねいたします。

本来なら、例えばですよ、職員を文化ホールに集めていろいろこの件について説明並びに指導していくべきだろうと思いますが、その時間がないとか、いろいろな時期でもあります。そうした場合に、各庁舎にテレビを置いてる部分に職員を集めて、市長がカメラに向かって時間がない場合はそういった対応が可能かどうか、そしてその辺についてどのようにされるのかお尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 実は議会に対する説明責任とおっしゃいました。これはある意味ではないかもしれませんが、しかし、先ほど中田議員がおっしゃいました、これはいわゆる加害者だけの問題でございまして、被害者のメンタル面を相当考えないかと。先ほど言いますように、物すごいパニックを起こしていらっやしまして、自分の判断がつかないような状況でございました。そういう中で、言ってくれるなと、このことについては言ってくれるなというような気持ちを、正直申し上げて受け取ったわけでございます。そういった意味で被害者の方のフォローといたしますか、そういった意味からしても、これはやはり御本人がどういう、先ほど申しましたように、どういう御判断をなさるのかということを、やはり見きわめた上でなければ口外できないという気持ちでございました。そういうことをひとつぜひ御理解いただきたいと思います。

それから、本人に対する指導でございますけれども、先ほど来、いろいろ外出もしているというようなこともお聞きしてびっくりしておるわけでございますけれども、その辞令を渡したときに、私の心の思いを本人に伝えておりましたからわかってくれておると思っておりましたけれども、そういう状況であるならば停職中でございますけれども、それなりの指導をしたいと思っておるところでございます。

それから、3番目の件につきましては冒頭申し上げました。やはり被害者のことも考えたいと思っておりますので、その時々状況に応じて対応したいと思っております。

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 10月の時点では書面で来たわけですけども、11月11日、その処分が決まってからでも、きょうは30日です。その間にやはりもう決定したわけですから議会にそういった今市長が言われる胸のうちをはっきり言うべきだったんじゃないですか。何回となく集まりがあった中でそういうふうになっておりますので。

あと市長、もう1点、質問の趣旨が今回対象になられた職員じゃなくて、全職員に対しての指

導についてどのようにされたかっていうことを質問したんです。その山川課長、光ファイバーはどうなんですか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 議会の説明が不足しておったということでございますが、それについては反省をいたします。

ところで、職員の不祥事の再発防止策につきましては、平成20年9月16日に起こりました、イルカパークの公金の問題から、もろもろの綱紀肅正通知あるいは会議、これは管理職に対する会議でございますけれども、そういったもの、それからIPKを通じて各職員に綱紀の肅正を指導するということ等々、回数に対しましては20回ぐらいなっておるわけでございますけれども、やっております。しかしながら、それをしておるにもかかわらずこういう状況でございます。お恥ずかしいと思っております。職員の綱紀肅正について、改めて行ってまいりたいと思います。

（「白川市長」と呼ぶ者あり）

済みません。そして先ほどの関連でございますけれども、御本人は6カ月の診断書が出ておまして、現在少しうつ的な状況になってらっしゃいまして現在通院中でございますけれども、入院予定という情報でございます。

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） やはり市長は冒頭、いつも言われます行政と議会が両輪で、岐阜市発展のために協力していかないといけないということですから、我々議会としても守秘義務もありますし、そういった部分については十分市長の思いを伝えていただいて、そして今後の職員の資質向上についてもやっていかなければいけないと私は思っておりますので、今後あってはならないことではありますけれども、職員の教育について市長の今後の考え方を聞いて終わります。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 御指摘とおりだと思っております。私はやはり職員に対する指導もそうでございますけれども、やはり方法を変えないかんと思っておるところでございます。そしてまた、今、鵜瀬議員、まさにおっしゃいました議会と本当に信頼し合って車の両輪となっていかないかんと思っております。

そこで、鵜瀬議員おっしゃいました、お互いに守秘しなきゃならんことは守秘義務をぜひ守っていただきたい。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。13番、中田恭一議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 今、病院管理課主管が市長のどこ来られて、やっと私もその後の経緯がわかったわけですけども、多分、被害者の方もそういう職についておられます。わざわざそういう技術者がおらんで募集をして市民病院に来ていただいた技術者でございます。その道

のプロでございます。その人がそういうふうになっておるわけですから、あとのどう言ったらいいか、あとのフォローをとにかくやっていただいて、完治するまでは私はもう市の責任もかなりあると思います。市長、副市長にとっては10分の1以上の責任があると思いますよ、給与の。まだまだ服薬をしながらずっと仕事もできない状況であるわけです。だからこそ僕は甘いちゅうとですよ。被害者の秘密は守りたいけど、被害者がそんだけなっとるのに職員はぬけしゃあしゃあと今から給料もろうて仕事するんですよ。それがおかしいちゅうとですよ。仕事もできない状態に被害者なっとるんですよ。加害者がぬけしゃあしゃあと仕事して給料もろうて帰るんですよ、今から。民間の者から考えたらおかしいぢ思わんですか。被害者のフォローをとにかく最後までやっていただきたいと思っております。

○議長（牧永 護君） 答弁要りますか。

○議員（13番 中田 恭一君） 要りません。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 僕は一般質問をこの件で50分やる予定にしていますんで、詳しいことはそのときに全部話しますけれども、市長、僕1年前もこれ当時表になった事件を一般質問して、そのとき市長に、僕は基本的にシステムとして不祥事をなくするためには基本的にやっぱ懲罰委員会の中に民間人を入れるべきだと、市長はそのときに、「わかった」と「そのようにしたい」というふうに、そのとき答弁されました。

それで、僕も壱岐市のその懲罰委員会の規定を見たら、「市長が必要と認める場合については第三者の委員を入れて審査する」ということが記載されてます。

今、副市長に聞いたら、7人のうち1人が民間人というのは、これはもう単なる形をつくっただけじゃないとですか。僕はあんまり市長に対して文句は言いとうないとですけども、ここまできたらこれはやっぱり市長の責任ですよ。これは市長の人事管理能力が疑われます。それでもうきょうは、それは後で一般質問に譲りますけども、1つだけ、その1名の民間人というのがまさか学校の先生の上がったりとか、公務員上がりとかというような民間人じゃないでしょうね。そこだけちょっと答えてください。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 学識を有する方でございます。

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 市長、学識を有するちゅうのは便利な言葉ですよ。そりゃ議員だって何だって、何でもかんでも学識を有するちゅう形で各委員会に入ったりするとです。

僕が聞いとるとは、職員のOBとか、教職員の校長上がりとか、要するに身内を、OBをただ単なる名目づけのために、この1名の民間人を参加させとるとやないかということですよ。公

務員の名前まで言えとは言いませんよ。その分だけちょっと答えてくれませんか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 例えそうであったとしても今は一般人でございますから、私はその方が適当だと思って委嘱をした方でございます。

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 市長、それはやっぱいいかんですよ。それは基本的にあり得んです、せえんとは。もう僕は役場の経験、役人の経験もないから好きに言いよるとか何とかじゃなくて、それこそ市長のニュアンスで大体わかりますけれど、もしそれが事実であるならば、これは本当にあってはならんことですよ。要するに、身内の傷のなめ合いみたいな形でしか出されてないってわかるじゃないですか。普通の人だってだれだってそう考えますよ、それは。この件については改めて一般質問で50分ありますから、そのときにやります。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。7番、今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 1つだけお尋ねいたします。

この事件の被害者の方は島外の方ですね。多分、その職員さんは、かたばる病院に来られたのは派遣会社を通してでしょうか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほどから申し上げますように、被害者の方は非常に精神的ダメージを受けてらっしゃいます。その方を特定できるような発言は慎まさせていただきたいと思ってます。

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 市長のお気持ちはわかりますが、もし派遣会社を通してかたばる病院で働かれていたのであれば、その派遣会社の今後の対応ですね、壱岐市民病院というのは非常にある意味で有名であります。その上に、看護師さんのもし派遣会社を通して来てあるのであれば、今後の看護師さんの不足する中での対応を十二分に考えられて今後対応していただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第94号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議案第94号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。

なお、採決に当たっては賛否を明確に確認するため、指示があるまで御起立願いたいと思います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第94号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第6・議案第95号

- 議長（牧永 護君） 日程第6、議案第95号壱岐市中学校スクールバス導入事業契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田教育次長。

〔教育次長（前田 清信君） 登壇〕

- 教育次長（前田 清信君） 議案第95号について御説明を申し上げます。

議案第95号壱岐市中学校スクールバス導入事業契約の締結について、平成22年11月17日、指名競争入札に付した壱岐市中学校スクールバス導入事業について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

契約の目的、壱岐市中学校スクールバス導入事業、契約の方法、指名競争入札、契約金額、2,280万円、消費税込みでございます。契約の相手方、壱岐市郷ノ浦町東触801番地2、東和自動車株式会社代表取締役辻川正人、提案理由、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開きください。

購入物件、スクールバス29人乗6台、三菱ローザ、納期、契約発効の日から平成23年3月25日、入札状況につきましては下記のとおりでございますが、開札いたしましたところ、株式会社カーメイトいき、東和自動車株式会社が同額の最低入札者でありましたので、地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじを行いましたところ、東和自動車株式会社が落札者として決定をいたしました。

以上で、議案第95号の説明を終わります。よろしく御審議のほうお願いします。

〔教育次長（前田 清信君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これから議案第95号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
11番、中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） 二、三点ちょっとお尋ねしたいと思いますが、多分9月の定例議会で、10台分、5,100万円程度だったと思います。予算計上されておりました。今回、29人乗6台ということで2,280万円、1台当たり380万円ですかね。当然あと26人乗りについては、市の契約議決以下であるので提案されてないと思いますが、26人乗りがもちろんもう入札終わって契約されておるとありますが、1台当たり幾らで契約されたのか、それをまずお尋ねをしたいと思います。

それから、当初の計画では約1台当たり500万円程度ということでしたから、今回380万円ですから、かなりの予算が残ると思います。この分については当然必要ないので次の議会で減額されるのか、それとも12ルートありましたから、予算が残ったから、あと2台今後買いたいというお気持ちがあるのか、その点についてお尋ねをいたします。

そして、前回の9月で説明いただいておりますが、参考までに今回購入した分の国の補助が幾らで起債が幾らになるのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 清信君） 26人乗4台の入札額は1,365万円で、約1台当たり341万円ほどになります。

それから、当然執行残が出てくるわけですけど、これについては国の補助がありますものですから、一応国の補助については変更申請をいたすようにしております。減額の変更申請をいたします。

それから、国の補助ですけど、これは平成22年度へき地児童生徒援助費補助金といって、1台当たりの限度額が250万円以内で2分の1以内となっております。それで、あと残りを過疎債を充てるように計画をしております。

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） わかりました。5割が国費補助、あと残りの5割を起債ということですから、起債の財政的な措置は交付税が幾ら、今後元利償還した場合に交付税措置があるのか、1点だけ。

それと、もう1つは、もう全くあと2台分については9月におっしゃってございましたように、業者の車であくまで4月からは契約されるというのか、以上、2点について再度お尋ねします。

○議長（牧永 護君） 浦財政課長。

○財政課長（浦 哲郎君） 国庫補助の裏財源として9月議会で過疎債を充てております。過疎

債については、交付税措置が元利償還の70%がございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 清信君） 今回、路線は12路線でスクールバスを10台導入しておりまして、2台については議員がおっしゃるように、業者に委託をするように予定をしております。

それから、補助金の内定額が1,838万円ほどとなっております。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。13番、中田恭一議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 1点だけ。ある程度中村議員が質問されましたのであれですけど、1点だけ。このバスはグレード、メーカーの指定があったわけですか。結構、入札の結果見たんですけど、値段の開きが大きいもんですから、29人乗りとかになれば結構グレードでもどどん値段違ってきますので、ただ単なる29人乗りで出したのか、メーカー指定したのか、グレード指定したのか、入札の状況だけちょっと教えてください。

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 清信君） メーカー指定はしておりません。ただ、自動扉等々必要条件を入れております。2,900cc以上というようなことで仕様書をつくっております。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第95号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議案第95号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第95号吉岡市中学校スクールバス導入事業契約の締結については原案のとおり可決されました。

ここで、市長より発言の訂正をしたい旨の通告がありましたので、これを許可します。白川市

長。

- 市長（白川 博一君） 前の議事の件で、中田議員から御質問が出ておりました、の答えとして6カ月の診断書、今現在通院中、そして4カ月の入院予定というのは、元被害者ではございませんで、元被疑者の話です。被疑者の話でございまして、そういったことで船にも乗っておったのかなと思っております。大変失礼いたしました。

- 議長（牧永 護君） 以上で予定された議事は終了いたしましたが、この際お諮りします。

今期臨時会において議決された案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

-----・-----・-----

- 議長（牧永 護君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって、平成22年第7回壱岐市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時02分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 牧永 護

署名議員 鵜瀬 和博

署名議員 中田 恭一